

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R7.11.27	R7.12.4	「女性の活躍に関する条例（仮称）の基本的な考え方」について、パブリックコメントで寄せられたすべての意見の原本	13	1					1	1	1	1						(7条2号) 公にすることにより、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条3号) 公にすることにより、当該法人の意図しない解釈が行われ、競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。 (7条5号及び6号) 他者の権利利益を侵害するおそれがある情報等が公となることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすとともに、本件事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局総務部企画調整課
2	R7.12.10	R7.12.15	女性活躍推進条例における「性別による無意識の思い込み」の解消という文言を載せるにあたり、合憲・意見、合法・違法の判断をするに至った決裁資料 (疎明資料含む)	1	1														産業労働局総務部企画調整課	
3	R7.12.11	R7.12.15	女性活躍推進条例における「性別による無意識の思い込み」の解消という文言を載せるにあたり、上程後（12/2～12/10）の合憲性・合法性の判断をするに至った決裁資料 (疎明資料含む)					1									本件開示請求内容に係る文書が存在しないため	産業労働局総務部企画調整課		
4	R7.12.11	R7.12.15	7 産労総総第361号	17	1										1			(7条6号) 外部には公表していない都の人事管理に関する情報であり、公表することで、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局総務部総務課	

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答	拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
5	R7.10.24	R7.12.16	11 くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う漁獲可能量の変更に係る令和7年度第1回要望調査に対する回答（令和7年4月30日事務連絡） 12 くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う漁獲可能量の変更に係る要望調査に対する回答（令和7年5月14日7産労農水第543号） 13 くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る意見照会（令和7年5月26日7水管第577号） 14 くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る意見照会（回答）（令和7年5月28日7産労農水第639号） 15 くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知（令和7年6月2日7水管第632号） 16 令和7管理年度における東京都のくろまぐろ（小型魚及び大型魚）に係る知事管理漁獲可能量の変更について（報告）（令和7年6月5日7産労農水第699号） 17 令和7管理年度における東京都のくろまぐろ（小型魚及び大型魚）に係る知事管理漁獲可能量の変更について（通知）（令和7年6月5日7産労農水第699号） 18 くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う漁獲可能量の変更に係る要望調査（令和7年10月17日付） 19 くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第1回）（令和7年6月2日事務連絡） 20 くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第2回）（令和7年7月16日事務連絡） 21 くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第3回）（令和7年9月3日事務連絡）	142	1														対象となる文書は別紙のとおり、公表されている資料である。そのため、東京都情報公開条例第18条第2項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報に当たり、開示請求の対象とならない。	産業労働局農林水産部 水産課

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
6	R7.12.3	R7.12.17	(一部開示) 6 産労総第1359号「カスタマーハラスメント防止対策推進事業の実施に係る出えん契約書」□ (不開示) 請求内容のうち、「東京都と東京しごと財団間の委託契約書」を除いた以下の文書。 令和7年度カスタマーハラスメント対策奨励金（企業向け）事業に関する文書開示請求。 対象期間は2025年4月1日から2025年11月30日まで。 1. 審査基準関連（審査要領、マニュアル、手順書、チェックリスト等の非公開内部基準） 2. 申請要件（営業期間・納税状況の判断基準、創業1年要件と納税実績要件の関係、申請時・審査時の要件充足判断基準） 3. 外部委託関連（業務仕様書、審査事務局 等への業務マニュアル・指示書、監督管理方法） 4. 審査実施指示（都から財団、財団から事務局への指示・通知文書、基準変更の指示 等、メール含む） 5. 審査統一性確保（審査担当者間の統一基準、判断差異の記録・報告書） 6. 申請者対応（補正指示・取下げ要請の基準・手順、説明方法、苦情・改善要求文書） 7. 士業団体からの要望文書 8. 公募要領等の公開文書は除外。	28	1			1					1							(一部開示) (7条4号) (公財) 東京しごと財団の印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第4号を根拠に不開示とする。 (不開示) 別紙に記載の文書については、対象公文書を作成しておらず、保有していないため	産業労働局雇用就業部 労働環境課

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
7	R7.12.9	R7.12.23	○○の貸金業登録申請書及び申請時添付書類	212	1	1				1	1	1	1						(7条2号) 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号) 当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 会社運営の規則を定めたものであり、公にすることにより当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 偽装等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 公にすることにより、特定の家屋の構造が明らかにされ、当該法人・該当の建物に居住する人々が犯罪の被害者となるおそれがあるため。 (7条6号) 一般に公になっていない定款の項目を開示することで、今後、貸金業者が定款に規定する項目を最小限に止めること等によって正確な事実の確認が困難となり、都の貸金業者に対する登録・指導等の業務に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局金融部貸金業対策課
8	R7.12.16	R7.12.25	6 産労総総第468号	271		1									1				(7条6号) 外部には公表していない都の内部管理に関する情報であり、公表することで、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局総務部総務課

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
9	R7.12.16	R7.12.25	①東京都カスタマー・ハラスメント防止条例（以下、「条例」と記す。）において、都庁職員（就業者）の関連の記述がないと思われる。 しかし、東京都職員以外の労働相談情報センター等には相談窓口が記載されている。 しかし、東京都知事局内の相談窓口は記載しておらず、知事局内の職員は条例第一条にある対応が一切の記述がない。このことは、労働相談情報センター等の対応をしない例規が分からない。知事局の職員は努力義務以外に対応しないでよいという通知文等の開示を求める。	1														実施機関において開示請求に係る公文書を作成及び取得しておらず存在しないため。	産業労働局雇用就業部 労働環境課

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
10	R7.12.18	R7.12.25	令和7年第4回定例会12/10（水）江崎議員の一般質問における答弁案を作成するまでに検討に使用した資料 （全部開示） <ul style="list-style-type: none">・「女性の活躍に関する条例（仮称）の基本的な考え方」についての意見募集結果・第2回女性の活躍を促進するための検討会議議事録・令和4年度性別による無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）に関する研究 調査結果（抜粋）・判例時報 第80号（抜粋） （不開示） <ul style="list-style-type: none">・答弁案	48	1	1									1	1			<p>（7条5号） 都議会では議場及び委員会室での発言が公的見解となる。 実際の発言に際しては、質問内容に応じ、事前に作成された答弁案に必要な修正を加えて発言することから、答弁案と発言は必ずしも同一のものではない。 答弁案は、議場における執行機関の発言に資するために作成されるものであり、都内部における審議、検討過程の未確定な情報である。</p> <p>未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、今後、東京都内部等における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性を損なうおそれ又は検討段階の情報が都の公式見解若しくは事実と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。</p> <p>（7条6号） 都議会では議場及び委員会室での発言が公的見解となる。 実際の発言に際しては、質問内容に応じ、事前に作成された答弁案に必要な修正を加えて発言することから、答弁案と発言は必ずしも同一のものではない。 答弁案は、議場における執行機関の発言に資するために作成されるものであり、都内部における審議、検討過程の未確定な情報である。</p>	産業労働局総務部企画調整課

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答	拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
																			未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、検討段階の情報が都の公式見解または事実と誤解されるおそれがあり、その結果、本件文書の内容に係る関係局の各事業について、今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 また、本件文書が公になることにより、信頼関係に基づいて質問に関する情報を提供した議員及び委員からの実施機関に対する信頼を損なうおそれがあり、その結果、答弁案の作成事務に支障が生じるほか、今後の都議会における質疑応答などの円滑な議事進行ができなくなるなど、議会運営事務に支障を及ぼすおそれがある。	
1 1	R7.12.17	R7.12.26	令和7年度（令和7年6月2日以降に保有したものに限る。）における以下の文書 ・べつ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金の交付決定について ・同補助金の支出について ・同補助金の確定について	1					1										実施機関において開示請求に係る公文書を作成及び取得しておらず存在しないため。	産業労働局商工部経営支援課